

令和6年度 市内滞在促進コンテンツ支援事業業務
企画提案仕様書

1 業務名

市内滞在促進コンテンツ支援事業業務

2 目的

本事業は、観光客等の滞在日数の増加及び市内観光消費額の増加に寄与することを目的に、本市に滞在・訪問する観光客等に関するデータ収集分析を行い、データに基づくコンテンツ創出・磨き上げの支援の方向性を確立することである。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月21日までとする。

4 業務内容

本業務は(1)～(4)の業務を実施する。なお、「本市を訪れている観光客等の滞在日数の増加、消費を促す」観点から各業務を実施すること。

(1) 調査データ収集分析業務

ア 本市滞在日数及び市内観光消費額増加のために効果的な観光コンテンツ（以下、「求められるコンテンツ」という）に関する調査分析（来訪者の属性、来訪時間、滞在時間、コンテンツのニーズ把握等）を実施する。

また、調査データは独自のデータ又は既存のデータを用いて分析することを想定しているが、必要な場合は以下本市より提供する。

提供できる調査データ

那覇市の観光統計、第2次那覇市観光基本計画策定のために実施した基礎調査、令和5年度事業の「早朝・夜間の活動時間創出支援事業」のアンケート調査等

イ 調査データ分析後、調査分析結果を市内事業者等へ共有・発表する場を作り、情報提供を行う。

分析の考え方

- ・本市の観光資源、既存の観光コンテンツ、来訪者に関するデータを収集し、求められるコンテンツについて仮説を設定する。
- ・構成として次の内容を必須項目とする。
調査より得られたデータの整理、支援するコンテンツの具体化、ターゲットの明確化、関係する支援対象者を整理した内容とする。

(2) 開発支援業務

調査データ分析結果に基づき、本市の観光資源等を活用した観光コンテンツやイベント等の創出や磨き上げに資する企画・開発に関する取組を行う。

詳細は以下に掲げる業務を実施する。

ア 支援対象事業者の募集

支援対象事業者募集セミナーや事業者マッチングを実施するなど、支援対象事業者の募集を行う。補助事業者に関する公募を6月中旬～下旬頃に本市にて実施予定のため、セミナー等は6月下旬またその都度、補助事業者に関する公募がある際や必要性がある場合に実施すること。また、募集開始の周知を適宜実施すること。

イ 申請にかかる補助

事業計画策定、補助金申請にかかる助言や算定資料の作成を含む必要な手続きの補助を行うこと。

※ア、イに関しては補助金の執行状況により複数回実施する場合がある。

ウ 補助金執行に係る支援

支援対象事業者が補助金を適正に執行できるように会計処理等に関する助言や事業進捗管理を行う。

エ アドバイザー等の派遣

支援対象事業者へ専門アドバイザーを派遣し、事業のブラッシュアップ等の支援を行うこと。

(3) 販路拡大に向けた支援業務（造成コンテンツ実証業務）

支援対象事業者が開発したコンテンツの実証（モニターツアーや情報発信等）の支援を行うこと。実証結果を分析し、観光コンテンツ等の改善や今後の展開などに関するアドバイスを実施すること。

なお、観光コンテンツ等の販売に関わる直接経費は支援対象事業者が負担する。観光客等から評価を得るための手法検討、実施に係る調整、実施及び結果分析等は販路拡大に向けた支援業務の範囲とする。

(4) 報告書の提出

(1)～(3)の業務を総括し、年度末に報告書を提出すること。

報告書の内容は主に下記の通りとする。

ア 支援対象事業者が開発したコンテンツのモニターツアーや利用者からのアンケートを取りまとめ、良かった点や改善点などを記載する。

イ 令和5年度事業の「早朝・夜間の活動時間創出支援事業」で採択された支援対象事業者が継続しているか現状を把握する。

ウ その他、本市観光課と調整の上、適宜追加検討する。

5 業務実施にあたり留意すべき事項

- (1)業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、企画提案書で提案した事項についても実施すること。
- (2)原則として毎月1回、観光課担当者と業務の進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせを実施すること。なお、打ち合わせ内容の記録を受託者にて行い、打ち合わせから1週間以内に発注者と共有すること。

6 法令等の遵守

受託者は、個人情報及び機密情報の重要性を認識した上で、管理を厳格に行い、情報漏えい等が発生しないように万全の注意を払うとともに、個人情報の取り扱いには、個人情報関係法令等を遵守すること。

7 受託者の責任

受託者は次の事項に留意すること。

- (1)業務において知り得た秘密は他に漏らさないこと。また、中立性を厳守すること。
- (2)定められた期間に本業務が完了するよう、適切なスケジュール管理に努め、作業の円滑化を図ること。
- (3)本業務の実施にあたり、契約書、仕様書及び発注者の指示に従い、本業務の目的、趣旨を十分理解したうえで、実施すること。
- (4)本業務の契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させてはならない。ただし、発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

8 費用負担

本業務に係る一切の経費は、特に記載がない限り委託金額に含むものとする。

9 不良個所の修正作業

受託者は業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由により成果品の不良個所が発見された場合は、速やかに訂正補足とその他の必要な措置を講ずること。その場合の作業に係る費用は全て受託者の負担とする。

10 その他

この仕様書に記載のない事項については、発注者と受託者において協議のうえ決定するものとする。

以上